

第2 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し（様式2）

建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

- ・総合評定値通知書（総合評定値（P点）が記載されているもの）の写し

第6 代表者身分証明書（様式5）（個人のみ）

- 1 申請者が、個人の場合にのみ提出してください。
- 2 申請者の本籍地を管轄する市区町村長が発行する身分証明書です。
- 3 申請時3ヶ月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出してください。

第7 登記事項証明書（様式6）（法人のみ）

- 1 申請者が法人の場合にのみ提出してください。
- 2 申請時3ヶ月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出してください。

第8 許可・登録証明書（様式7）

- 1 建設業許可通知書の写し
建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
- 2 建設業許可申請書別紙の写し
建設業許可申請書に添付した別紙一及び別紙二(1)又は(2)をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。（なお、この別紙は別表の場合もあります。）
- 3 測量業者登録通知書の写し
測量法により国土交通大臣が発行する「測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）」をいいます。測量の資格を希望する場合は、必ず提出してください。
- 4 建築士事務所登録を証する書類の写し
建築士法により都道府県知事が発行する「1級、2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録通知書等）」をいいます。建築設計の資格を希望する場合（設備設計のみを業とする者は除く）は、必ず提出してください。
- 5 その他の登録に係る現況報告書又は登録通知書の写し
建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタント登録規定による登録を受け

ている場合の「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」をいいます。土木設計、地質調査又は技術資料の資格を希望する場合で、これらの登録を受けている方は、写しを提出してください。

第9 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し（様式8）

1 共済組合等の種類は次のとおりです。

①建設業退職金共済組合

②中小企業退職金共済事業団

③建設業福祉共済団

④その他の共済制度※上記①から③以外で従業員の退職金等に係る共済制度をいいます。

2 加入している場合は、経営事項審査申請時に使用した「加入・履行証明書」等の写しを提出してください。